



鳥取県公報

平成14年11月 8 日(金)
第 7 4 3 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (558) (住宅環境課)	1
	土地改良区の役員の就退任 (559) (耕地課)	1
	県営土地改良事業計画の変更 (560) (")	2
	土地改良事業の協議の適否の決定 (561) (")	3
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (562) (都市計画課)	3
	鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定の一部改正 (563) (")	3
	屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (564) (")	8
	調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課)
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課)	14

告 示

鳥取県告示第558号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年11月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
鹿野町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鹿野都市計画下水道事業 鹿野町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成10年 8 月 7 日から平成17年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし。
 - (2) 使用の部分
追加する部分 気高郡鹿野町大字宮方字分ヶ町、字前田及び字早稲田の各一部

鳥取県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	國 政 隆 昭	八頭郡智頭町大字西宇塚262
"	林 田 恒 一	八頭郡智頭町大字穂見86
"	寺 坂 邦 雄	八頭郡智頭町大字真鹿野429
"	谷 口 雅 人	八頭郡智頭町大字大背1018
"	浮 田 博 司	八頭郡智頭町大字三吉255
監 事	大 呂 辰 夫	八頭郡智頭町大字慶所193 - 2
"	柴 田 操	八頭郡智頭町大字奥本186

平成14年7月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	林 田 恒 一	八頭郡智頭町大字穂見86
"	谷 口 雅 人	八頭郡智頭町大字大背1018
"	國 政 隆 昭	八頭郡智頭町大字西宇塚262
"	森 次 孝	八頭郡智頭町大字大屋16
"	浮 田 博 司	八頭郡智頭町大字三吉255
監 事	安 住 博 幸	八頭郡智頭町大字奥西194
"	大 呂 辰 夫	八頭郡智頭町大字慶所193 - 2

平成14年7月28日就任 任期4年

鳥取県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営担い手支援畑地帯総合整備事業大淀地区農業用排水及び農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年11月11日から21日間

3 縦覧に供する場所

米子市役所、淀江町役場及び大山町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第561号

米子市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業弓浜地区農業用排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年11月11日から21日間

3 縦覧に供する場所

米子市役所

4 異議の申立て

利害関係は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第562号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 2・2・106号わかば北公園

2 縦覧場所

鳥取県土木整備部都市計画課 鳥取市東町1丁目220

鳥取県告示第563号

昭和53年鳥取県告示第438号（鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成14年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、

改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1個別的基準の項第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 鳥取都市計画区域、倉吉都市計画区域及び米子境港都市計画区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の家屋連担区域</p>	<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年10月鳥取県規則第50号）別表第1個別的基準の項第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 次の表の左欄に掲げる都市計画区域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">都市計画区域</th> <th style="width: 80%;">地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取都市計画区域</td> <td>都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた同法第8条第1項第1号の用途地域（以下この表において「用途地域」という。）並びに鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木、海蔵寺及び伏野の地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉都市計画区域</td> <td>用途地域並びに倉吉市清谷、和田、不入岡、生田、中河原、蔵内、小鴨、上古川、石塚及び福山並びに関金町大字大鳥居、大字安歩及び大字関金宿の地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米子境港都市計画区域</td> <td>用途地域並びに米子市二本木、蚊屋、熊党、浦津、上新印、下新印、一部、宗像、日原、兼久、奥谷、石井、奈喜良、両三柳、安倍、河崎、夜見町、彦名町、富益町、大崎、和田町、大篠津町及び葭津並びに境港市佐斐神町、小篠津町、新屋町、高松町、竹内町、福定町、三軒屋及び渡町の地域</td> </tr> </tbody> </table>	都市計画区域	地 域	鳥取都市計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた同法第8条第1項第1号の用途地域（以下この表において「用途地域」という。）並びに鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木、海蔵寺及び伏野の地域	倉吉都市計画区域	用途地域並びに倉吉市清谷、和田、不入岡、生田、中河原、蔵内、小鴨、上古川、石塚及び福山並びに関金町大字大鳥居、大字安歩及び大字関金宿の地域	米子境港都市計画区域	用途地域並びに米子市二本木、蚊屋、熊党、浦津、上新印、下新印、一部、宗像、日原、兼久、奥谷、石井、奈喜良、両三柳、安倍、河崎、夜見町、彦名町、富益町、大崎、和田町、大篠津町及び葭津並びに境港市佐斐神町、小篠津町、新屋町、高松町、竹内町、福定町、三軒屋及び渡町の地域
都市計画区域	地 域								
鳥取都市計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた同法第8条第1項第1号の用途地域（以下この表において「用途地域」という。）並びに鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木、海蔵寺及び伏野の地域								
倉吉都市計画区域	用途地域並びに倉吉市清谷、和田、不入岡、生田、中河原、蔵内、小鴨、上古川、石塚及び福山並びに関金町大字大鳥居、大字安歩及び大字関金宿の地域								
米子境港都市計画区域	用途地域並びに米子市二本木、蚊屋、熊党、浦津、上新印、下新印、一部、宗像、日原、兼久、奥谷、石井、奈喜良、両三柳、安倍、河崎、夜見町、彦名町、富益町、大崎、和田町、大篠津町及び葭津並びに境港市佐斐神町、小篠津町、新屋町、高松町、竹内町、福定町、三軒屋及び渡町の地域								
<p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、福部村大字細川、大字海土及び大字湯山、鳥取市伏野、気高町大字宝木、大字</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	地 域		岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、福部村大字細川、大字海土及び大字湯山、鳥取市伏野、気高町大字宝木、大字	<p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、福部村大字細川、大字海土及び大字湯山、気高町大字宝木、大字下坂本、大字</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	地 域		岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、福部村大字細川、大字海土及び大字湯山、気高町大字宝木、大字下坂本、大字
路線名	地 域								
	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、福部村大字細川、大字海土及び大字湯山、鳥取市伏野、気高町大字宝木、大字								
路線名	地 域								
	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、福部村大字細川、大字海土及び大字湯山、気高町大字宝木、大字下坂本、大字								

一般国道 9号	下坂本、大字浜村及び大字八束水、 青谷町大字青谷、羽合町大字橋津 及び大字久留、泊村大字小浜、大 字石脇、大字泊、大字園及び大字 原、北条町江北、国坂、田井、下 神及び松神、大栄町大字西園、大 字由良宿、大字妻波及び大字大谷、 東伯町大字逢東、大字徳万、大字 丸尾、大字笠見及び大字八橋、赤 碕町大字別所及び大字赤碕、淀江 町大字今津、大字淀江及び大字西 原、大山町国信及び末吉、名和町 大字東坪、大字西坪、大字御来屋 及び大字富長、中山町田中、御崎、 赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下 市及び松河原並びに米子市二本木、 蚊屋、浦津、上新印、下新印及び 宗像の地域	一般国道 9号	浜村及び大字八束水、青谷町大字 青谷、羽合町大字橋津、大字久留、 大字光吉及び大字田後、泊村大字 小浜、大字石脇、大字泊、大字園 及び大字原、北条町大字江北、大 字国坂、大字田井、大字弓原、大 字北尾、大字下神及び大字松神、 大栄町大字西園、大字由良宿、大 字妻波及び大字大谷、東伯町大字 逢東、大字徳万、大字丸尾、大字 笠見及び大字八橋、赤碕町大字別 所及び大字赤碕、淀江町大字今津、 大字淀江及び大字西原、大山町国 信及び末吉、名和町東坪、西坪、 御来屋及び富長並びに中山町田中、 御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上 市、下市及び松河原の地域
一般国道 29号	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津 ノ井、桂木及び海蔵寺、郡家町大 字堀越、大字下坂、大字門尾、大 字奥谷、大字宮谷、大字郡家、大 字西御門、大字市谷、大字殿、大 字花及び大字大門、八東町大字富 枝、大字南及び大字北山並びに若 桜町大字大野、大字中原、大字浅 井及び大字若桜の地域	一般国道 29号	郡家町大字下坂、大字奥谷、大 字宮谷、大字郡家、大字西御門、 大字市谷、大字殿、大字花及び大 字大門、八東町大字富枝、大字南 及び大字北山並びに若桜町大字大 野、大字中原、大字浅井及び大字 若桜の地域
略		略	
一般国道 179号	羽合町大字田後、大字光吉及び 大字久留並びに三朝町大字若宮の 地域	一般国道 179号	羽合町大字田後及び三朝町大字 若宮の地域
一般国道 180号	米子市奥谷、石井及び奈喜良、 西伯町大字福成、大字法勝寺及び 大字落合並びに日野町根雨、高尾 及び上管の地域	一般国道 180号	西伯町大字福成、大字法勝寺及 び大字落合並びに日野町根雨、高 尾及び上管の地域
一般国道 181号	米子市宗像、日原及び兼久、岸 本町大殿、吉長及び岸本、日野町 根雨及び高尾、江府町大字佐川、 大字小江尾、大字江尾及び大字武 庫並びに溝口町長山及び溝口の地 域	一般国道 181号	岸本町大殿、吉長及び岸本、日 野町根雨及び高尾、江府町大字佐 川、大字小江尾、大字江尾及び大 字武庫並びに溝口町長山及び溝口 の地域
一般国道 183号	日南町生山、霞、丸山、三栄、 矢戸、萩原、湯河及び多里の地域	一般国道 183号	日南町生山、三栄、矢戸、萩原、 湯河及び多里の地域

一般国道 313号	関金町大字関金宿並びに倉吉市 福山、石塚、上古川、小鴨、蔵内、 中河原、生田、不入岡及び和田の 地域
一般国道 373号	略
一般国道 431号	境港市高松町、新屋町、小篠津 町及び佐斐神町並びに米子市大篠 津町、和田町、富益町、夜見町、 河崎、両三柳及び二本木の地域
一般国道 482号	佐治村大字加瀬木及び江府町大 字江尾の地域
略	
県道米子 大山線	米子市二本木及び尾高の地域
県道新見 日南線	略
県道倉吉 由良線	倉吉市和田及び不入岡の地域
略	
県道赤碕 大山線	略
県道郡家 鹿野気高 線	略
県道米子 境港線	米子市安倍、彦名町、大崎、大 篠津町及び葎津並びに境港市佐斐 神町、小篠津町、三軒屋町及び渡 町
県道網代 港岩美停 車場線	岩美町大字浦富及び大字牧谷の 地域
略	
県道米子 丸山線	米子市蚊屋、浦津、上新印、下 新印及び一部、岸本町丸山並びに 溝口町金屋谷の地域
略	
県道大山 淀江イン	略

一般国道 373号	略
略	
県道米子 大山線	米子市尾高の地域
県道米子 石見新見 線	略
略	
県道赤碕 大山線	略
県道江府 中和用瀬 線	佐治村大字加瀬木及び江府町大 字江尾の地域
県道郡家 鹿野気高 線	略
県道大山 口停車場 線	大山町末吉、末長及び唐王の地 域
略	
県道金屋 谷米子線	岸本町丸山及び溝口町金屋谷の 地域
略	
県道末長 淀江線	略

ター線	
県道倉吉江府溝口線	関金町大字安歩及び大字大鳥居並びに溝口町長山、溝口及び金屋谷の地域
県道三朝温泉木地山線	略
県道渡余子停車場線	境港市渡町、福定町及び竹内町の地域
県道米子空港境港停車場線	境港市小篠津町、新屋町、竹内町及び福定町の地域
県道羽合東伯線	羽合町大字田後、北条町江北、国坂、田井、弓原、北尾、下神及び松神並びに大栄町大字西園、大字由良宿、大字妻波及び大字大谷の地域

県道大山溝口線	溝口町長山、溝口及び金屋谷の地域
県道三朝温泉木地山線	略

(2) 鉄道

線路名	地 域
西日本旅客鉄道株式会社伯備線	米子市二本木、岸本町吉長、押口及び岸本、日南町生山、中石見及び上石見、日野町根雨、黒坂及び上管、江府町大字佐川、大字小江尾、大字江尾及び大字武庫並びに溝口町長山及び溝口の地域
西日本旅客鉄道株式会社山陰本線	岩美町大字浦富、大字新井、大字岩本及び大字大谷、福部村大字細川及び大字栗谷、鳥取市伏野、気高町大字宝木、大字浜村及び大字勝見、青谷町大字青谷、泊村大字小浜、大字石脇、大字泊及び大字園、東郷町大字中興寺及び大字松崎、北条町北尾及び弓原、大栄町大字由良宿、東伯町大字徳万、大字丸尾、大字保、大字笠見及び大字八橋、赤碕町大字赤碕、淀江町大字今津、大字淀江及び大字西原、大山町上野、所子、国信、未長及び唐王、名和町大字西坪、大字御来屋及び大字富長、中山町田中、赤坂、塩津、住吉、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、

(2) 鉄道

線路名	地 域
日本国有鉄道伯備線	岸本町吉長、押口及び岸本、日南町生山、中石見及び上石見、日野町根雨、黒坂及び上管、江府町大字佐川、大字小江尾、大字江尾及び大字武庫並びに溝口町長山及び溝口の地域
日本国有鉄道山陰本線	岩美町大字岩美、大字新井、大字岩本及び大字大谷、福部村大字細川及び大字栗谷、気高町大字宝木、大字浜村及び大字勝見、青谷町大字青谷、泊村大字小浜、大字石脇、大字泊及び大字園、東郷町大字中興寺及び大字松崎、北条町大字北尾及び大字弓原、大栄町大字由良宿、東伯町大字徳万、大字丸尾、大字保、大字笠見及び大字八橋、赤碕町大字赤碕、淀江町大字今津、大字淀江及び大字西原、大山町上野、所子、国信、未長及び唐王、名和町西坪、御来屋及び富長並びに中山町田中、赤坂、塩津、住吉、上市、下市及び松河原の地域

	蚊屋及び浦津の地域		
西日本旅客鉄道株式会社因美線	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺、郡家町大字奥谷、大字宮谷及び大字郡家、用瀬町大字用瀬並びに智頭町大字智頭の地域	日本国有鉄道因美線	郡家町大字奥谷、大字宮谷及び大字郡家、用瀬町大字用瀬並びに智頭町大字智頭の地域
若桜鉄道株式会社線	略	日本国有鉄道若桜線	略
西日本旅客鉄道株式会社境線	米子市両三柳、安倍、河崎、夜見町、富益町、大崎、和田町、大篠津町及び葭津並びに境港市佐斐神町、小篠津町、新屋町、高松町、竹内町及び福定町の地域		
智頭急行株式会社智頭線	智頭町大字智頭の地域		

鳥取県告示第564号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成14年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県土木整備部都市計画課並びに日野総合事務所県土整備局及び各地方県土整備局に</p>	<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年7月鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の2の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県土木部都市計画課及び各土木事務所において公衆の縦覧に供する。</p>

において公衆の縦覧に供する。

1 略

2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道 9号	略
	西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から同市陰田町962 - 1地先まで
略	
県道米子 大山線	米子市赤井手字東天神免713 - 8地先から西伯郡大山町大山字大山115 - 5地先まで
県道赤碕 大山線	西伯郡中山町羽田井字萩原1731 - 1地先から同郡大山町大山字博勞座43 - 8地先まで
略	
県道鳥取 砂丘細川 線	略
略	

(2) 略

3 条例第2条第1項第4号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

名 称	地 域
東 郷 池	東伯郡東郷町大字松崎のうち字上町、字長坂、字阿弥陀、字南岡平、字町浦、字田町、字中町及び字新町の地域、同町大字旭の地域、同町大字中興寺のうち字谷口、字市場頭、字中坪、字松原、字小草及び字四月井手の地域並びに同町大字龍島の地域並びに同郡羽合町大字上浅津のうち字宮ノ本の地域
略	

4 条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 鳥取都市計画区域のうち都市計画法（昭和

1 略

2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道 9号	略
	米子市赤井手字中天神免877 - 1地先から同市陰田町962 - 1地先まで
略	
県道米子 大山線	米子市二本木字上大向165 - 3地先から西伯郡大山町大山字大山115 - 5地先まで
県道赤碕 大山線	西伯郡中山町羽田井字東門所2384地先から同郡大山町大山字博勞座43 - 8地先まで
略	
県道鳥取 砂丘細川 線	略
略	

(2) 略

3 条例第2条第1項第4号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

名 称	地 域
東 郷 池	東伯郡東郷町大字松崎のうち字上町、字長坂、字阿弥陀、字南岡平、字町浦、字田町、字中町及び字新町の地域、同町大字旭の地域、同町大字中興寺のうち字谷口、字市場頭、字中坪、字松原、字小草及び字四月井手の地域並びに同町大字龍島の地域の 一部 並びに同郡羽合町大字上浅津のうち字宮ノ本の地域
略	

4 条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 鳥取都市計画区域

43年法律第100号) 第8条第1項第1号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)が定められている区域

(2) 倉吉都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

(3) 米子境港都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

略	
一般国道 9号	西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から同市陰田町962 - 1地先まで

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道 482号	略
略	
県道赤碕 大山線	東伯郡赤碕町大字赤碕字溝上谷詰東平297 - 1地先から西伯郡中山町羽田井字萩原1731 - 1地先まで
略	
県道岸本 江府線	全線

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
	八頭郡若桜町大字巻米字三ツ総ヨリナカツラガ仙マデ647地先から同町大字大炊字藪根508地

(2) 倉吉都市計画区域

(3) 米子境港都市計画区域

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

略	
一般国道 9号	米子市赤井手字中天神免877 - 1地先から同市陰田町962 - 1地先まで

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
県道江府 中和用瀬 線	略
略	
県道赤碕 大山線	東伯郡赤碕町大字赤碕字狐山1115 - 6地先から西伯郡中山町羽田井字井出料432地先まで
略	
県道金屋 谷米子線	日野郡溝口町岩立字辻堂1067 - 1地先から西伯郡岸本町丸山字背戸原1800 - 19地先まで
県道金屋 谷江府線	全線

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
県道村岡 若桜線	県内全線
	八頭郡佐治村大字栃原字辰巳峠

一般国道 482号	先まで
	八頭郡用瀬町大字用瀬字樋ノ口 475 - 2 地先から八頭郡佐治村 大字栃原字辰巳峠385地先まで
略	
県道鳥取 鹿野倉吉 線	鳥取市幸町1 - 6 地先から気高 郡鹿野町大字鹿野字大工町尻 2443 - 10地先まで
	東伯郡三朝町大字坂本字橋ノ上 17地先から同町大字山田字徳呂 844 - 8 地先まで
県道鳥取 港線	鳥取市今町一丁目248地先から 同市緑ヶ丘一丁目820 - 1 まで
略	
県道鳥取 国府岩美 線	鳥取市吉方二丁目514地先から 岩美郡国府町大字雨滝字細入 212 - 4 地先まで
	岩美郡岩美町大字洗井字蕪島上 土居1031地先から岩美郡岩美町 大字蕪島字真門2077 - 2 地先ま で
略	
県道米子 丸山線	全線
略	
県道大山 淀江イン ター線	略
県道鉢伏 川上線	略
略	
県道船上 山赤碕停 車場線	略
県道渡余 子停車場 線	全線
県道米子 空港境港	全線

県道江府 中和用瀬 線	385地先から同郡用瀬町大字用 瀬字樋ノ口475 - 2 地先まで
略	
県道鳥取 鹿野倉吉 線	鳥取市今町一丁目248地先から 気高郡鹿野町大字鹿野字大工町 尻2443 - 10地先まで
	鳥取市幸町1 - 6 地先から同市 布勢字河徳311 - 1 地先まで
	東伯郡三朝町大字坂本字橋ノ上 17地先から同町大字山田字徳呂 844 - 8 地先まで
略	
県道鳥取 国府岩美 線	全線
略	
県道金屋 谷米子線	西伯郡岸本町丸山字赤溜2171地 先から米子市熊党字西南331 - 11地先まで
県道大山 口停車場 線	全線
略	
県道未長 淀江線	略
県道鉢伏 田畑線	略
略	
県道船上 山赤碕停 車場線	略

停車場線	
県道羽合 東伯線	全線
県道岸本 大原線	西伯郡岸本町久古字陣場1469 - 3 地先から同町大原字上原の場 834 - 1 地先まで
大山第2 広域農道	西伯郡岸本町丸山字大曾根2249 - 1 地先から同町丸山字赤溜600 - 1 地先まで
岸溝農免 農道	西伯郡岸本町大原字上原の場 834 - 1 地先から同町大原字上 原山937 - 1 地先まで

(4)及び(5) 略

(6) 次に掲げる鉄道の両側200メートル以内の
地域で当該鉄道から展望できる場所

線 路 名	区 間
略	
若桜鉄道株式会社線	略
智頭急行株式会社智頭線	全線

(4)及び(5) 略

(6) 次に掲げる鉄道の両側200メートル以内の
地域で当該鉄道から展望できる場所

線 路 名	区 間
略	
若桜鉄道株式会社線	略

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年10月11日付鳥取県公報第7425号中調達公告公募型指名競争入札の実施（下坂本地区地すべり防止工事に係るものに限る。）は、廃止する。

平成14年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 下坂本地区地すべり防止工事
- (2) 工事場所 気高郡気高町大字下坂本
- (3) 工事内容

本件工事は、気高郡気高町大字下坂本地内の山腹斜面における地すべり防止工事である。

- (4) 工事の規模、構造等

集 水 井 工 L = 11.5m (1基)

集水ポーリング L = 850m (18本)

排水ボーリング L = 98m (1 本)
杭 打 工 L = 235m (17本)
法 枠 工 A = 118.6m²
ア ン カ ー 工 L = 122.5m (7 本)

- (5) 工 期 平成14年12月から平成15年3月25日まで
(6) 予定価格 69,247,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) さく井工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
(3) 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成13年鳥取県告示第291号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、さく井工事に係るものを有すること。
(4) 平成14年11月8日 (金) から同月18日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(5) 平成14年4月1日 (月) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第255号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
(6) 平成5年度以降に工事が完了し、引渡しの完了している杭打工及び集排水ボーリングに係る工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
(7) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。
ア 監理技術者にあつては、次に掲げる基準を満たす者であること。
(ア) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
(イ) 建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第17条の2第4項の規定による地すべり防止工事士資格認定試験に合格した者であること。
(ウ) さく井工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
イ 主任技術者にあつては、アの(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす者であること。
(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(7)に掲げる監理技術者又は主任技術者に加え、(7)の(ア)又は(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

- (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年11月8日 (金) から同月18日 (月) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>) から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年11月8日 (金) から同月18日 (月) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課 (東部総合事務所内)
八頭郡都家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課 (八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課 (中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子地方県土整備局総務課 (西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 ノート型コンピューター 379台
イ 借入物品 レーザープリンター 77台
ウ 購入物品 ソフトウェア ライセンス数379

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成15年2月1日から平成19年1月31日まで

(4) 納入期限

平成15年1月31日(金)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のアからウまでに掲げる物品に係る1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうちリース・レンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成14年11月8日(金)から同年12月19日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目220

鳥取県警察本部会計課予算係

電話 0857-23-0111(内線2224)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年12月19日(木)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年12月18日(水)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部総合指揮室(鳥取県庁本庁舎7階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成14年11月27日(水)午後3時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products

379 sets of notebook-type Computers to be leased

77 sets of laser beam printer to be leased

379 sets of softwares to be purchased

(2) November 27, 2002 3 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 19, 2002 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

December 18, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8520 Japan

TEL : 0857 - 23 - 0111 (Extension telephon 2224)